

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

規 則	三六三
○福島県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則	三六三
告 示	三六六
○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件	三六六
○地積調査の成果について認証した件三件	三六六
○県営土地改良事業計画を変更した件	三六六
公 告	三六九
○土地改良区連合の役員が退任した旨届出があった件	三六九
○都市計画法により公聴会を開催する件	三六九
福島県警察本部	三七〇
○落札者を決定した件	三七〇
○一般競争入札を行う件	三七〇
福島県選挙管理委員会	三七三
○不在者投票のできる施設の名称を変更した旨届出があった件	三七三

## 規 則

福島県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年七月七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 福島県規則第四十九号

#### 福島県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

福島県老人福祉法施行細則（平成五年福島県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「3 条例、定款その他の基本約款」を「3 届出者の登記事項証明書又は条例」に改め、「及び経歴」を削り、「同様式備考を削る。」

様式第四号中「の印を捺す欄」及び「及び経歴」を削り、同様式備考を次のように改める。  
~~第4号 登記事項証明書~~を添付すること（市町村以外の者に限る。）。  
様式第七号から様式第十号までを次のように改める。

## 様式第7号(第8条関係)

年 月 日

福島県知事

市(町村)長

印

## 養護老人ホーム設置届

養護老人ホームを設置したいので、老人福祉法第15条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

## 記

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 3 施設の運営の方針
- 4 入所定員
- 5 職員の定数及び職務の内容
- 6 施設の長その他主な職員(施設の管理に当たる者、生活相談員、看護師及び栄養士)の氏名及び経歴
- 7 事業開始の予定年月日

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 付近見取図、配置図、平面図及び立面図並びに室別面積表
- (2) 建築基準法第6条第1項の確認を受けたことを証する書類
- (3) 医療法第7条第1項に基づく診療所設置許可証の写し
- (4) 協力医療機関を確認できる書類
- (5) 条例その他の諸規程
- (6) 施設の長その他主な職員の資格証明書

## 様式第7号の2(第8条関係)

年 月 日

福島県知事

市(町村)長

印

## 特別養護老人ホーム設置届

特別養護老人ホームを設置したいので、老人福祉法第15条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

## 記

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 3 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第7条、第34条又は第45条に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程
- 4 入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- 5 職員の勤務の体制及び勤務形態
- 6 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第27条第1項(第42条又は第53条において準用する場合を含む。)に規定する協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容(第27条第2項(第42条又は第53条において準用する場合を含む。)に規定する協力歯科医療機関がある場合は、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容も記載すること。)
- 7 施設の長その他主な職員(施設の管理に当たる者、生活相談員、看護師及び栄養士)の氏名及び経歴
- 8 事業開始の予定年月日

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 付近見取図、配置図、平面図及び立面図並びに室別面積表
- (2) 建築基準法第6条第1項の確認を受けたことを証する書類
- (3) 医療法第7条第1項に基づく診療所設置許可証の写し
- (4) 協力医療機関を確認できる書類(協力歯科医療機関がある場合は、これを確認できる書類も添付すること。)
- (5) 条例その他の諸規程
- (6) 施設の長その他主な職員の資格証明書

## 様式第8号(第8条関係)

年 月 日

福島県知事

設置者 主たる事務所の所在地  
名称及び代表者氏名

㊞

## 養護老人ホーム設置認可申請書

養護老人ホームの設置の認可を受けたいので、老人福祉法施行規則第3条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

## 記

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 3 施設の運営の方針
- 4 入所定員
- 5 職員の定数及び職務の内容
- 6 施設の長その他主な職員（施設の管理に当たる者、生活相談員、看護師及び栄養士）の氏名及び経歴
- 7 事業開始の予定年月日

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 登記事項証明書
- (2) 付近見取図、配置図、平面図及び立面図並びに室別面積表
- (3) 建築基準法第6条第1項の確認を受けたことを証する書類
- (4) 医療法第7条第1項に基づく診療所設置許可証の写し
- (5) 協力医療機関を確認できる書類
- (6) 施設の長その他主な職員の資格証明書

## 様式第9号(第8条関係)

年 月 日

福島県知事

設置者 主たる事務所の所在地  
名称及び代表者氏名

㊞

## 特別養護老人ホーム設置認可申請書

特別養護老人ホームの設置の認可を受けたいので、老人福祉法施行規則第3条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

## 記

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 3 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第7条、第34条又は第45条に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程
- 4 入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- 5 職員の勤務の体制及び勤務形態
- 6 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第27条第1項（第42条又は第53条において準用する場合を含む。）に規定する協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容（第27条第2項（第42条又は第53条において準用する場合を含む。）に規定する協力歯科医療機関がある場合は、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容も記載すること。）
- 7 施設の長その他主な職員（施設の管理に当たる者、生活相談員、看護師及び栄養士）の氏名及び経歴
- 8 事業開始の予定年月日

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 登記事項証明書
- (2) 付近見取図、配置図、平面図及び立面図並びに室別面積表
- (3) 建築基準法第6条第1項の確認を受けたことを証する書類
- (4) 医療法第7条第1項に基づく診療所設置許可証の写し
- (5) 協力医療機関を確認できる書類（協力歯科医療機関がある場合は、これを確認できる書類も添付すること。）
- (6) 施設の長その他主な職員の資格証明書

## 様式第10号(第9条関係)

年 月 日

福島県知事

設置者 主たる事務所の所在地  
名称及び代表者氏名

㊞

老人ホーム事業変更届

を変更したいので、老人福祉法第15条の2第2  
項の規定により、下記のとおり届け出ます。

## 記

- 1 施設の名称及び所在地の変更
  - (1) 変更後の名称及び所在地
  - (2) 変更予定年月日
- 2 建物の規模及び構造並びに設備の概要の変更
  - (1) 変更の内容
  - (2) 変更予定年月日
- 3 施設の運営の方針の変更
  - (1) 変更の内容
  - (2) 変更予定年月日

## 備考

- 1 次に掲げる書類を添付すること。
  - (1) 理事会議事録の写し
  - (2) 建物の規模及び構造並びに設備の概要の変更の場合にあっては、平面図、設備の明細書及び各室面積表
- 2 変更の項目に応じ適宜記載すること。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県老人福祉法施行細則の規定に基づき提出されている届及び申請書は、それぞれ改正後の福島県老人福祉法施行細則の規定に基づき提出された届及び申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(高齢福祉課)

告 示

福島県告示第四百二十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和二年七月七日から同年八月七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和二年七月七日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
 ダイユーエイト八島田店 福島県福島市八島田字勝口仮換地五三街区一画地ほか八筆  
 福島県知事 内 堀 雅 雄
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
 (商業まちづくり課)

福島県告示第四百二十四号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、塙町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

令和二年七月七日

- 一 調査を行った者の名称  
 塙町 福島県知事 内 堀 雅 雄
- 二 成果の名称  
 東白川郡塙町大字川上の一部の地籍図及び地籍簿(川上3地区)

(農村計画課)

福島県告示第四百二十五号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、塙町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

令和二年七月七日

- 一 調査を行った者の名称  
 塙町 福島県知事 内 堀 雅 雄
- 二 成果の名称  
 東白川郡塙町大字川上の一部の地籍図及び地籍簿(川上4地区)

(農村計画課)

福島県告示第四百二十六号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、塙町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

令和二年七月七日

- 一 調査を行った者の名称  
 塙町 福島県知事 内 堀 雅 雄
- 二 成果の名称  
 東白川郡塙町大字山形の一部、大字川上の一部の地籍図及び地籍簿(川上5地区)

(農村計画課)

福島県告示第四百二十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、経沢地区に係る県営農業競争力強化農地整備事業(農地整備事業)を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和二年七月七日

- 一 縦覧に供する書類  
 土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
 令和二年七月八日から (二十日間)  
 同 月二十七日まで
- 三 縦覧の場所  
 会津若松市役所

(農村計画課)

公 告

## 公告第三百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区連合の役員が退任した旨届出があった。

令和二年七月七日

福島県知事 内堀 雅雄

土地改良区連合の名称

会津南部土地改良区連合

退任した役員

住所

役別 氏名

理事 伊藤 守夫

同 松崎 佐吉

同 高野 源一

監事 間船 一男

会津若松市北会津町下荒井八一番地

大沼郡会津美里町字荒井甲一五七九番地

会津若松市北会津町西後庵三三〇番地

大沼郡会津美里町穂馬字堀ノ内甲五六八番地

（農村計画課）

## 公告第四百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、会津都市計画に係る公聴会を次のとおり開催する。

令和二年七月七日

福島県知事 内堀 雅雄

一 公聴会の開催日時及び場所

日時 令和二年七月三十一日（金） 午後六時から

場所 会津若松市追手町七番五号 会津若松合同庁舎新館二階大会議室

二 公聴会の案件

会津都市計画道路を変更する案

三 公述人の資格

公述人になることができる者は、会津都市計画区域内の住民に限る。

四 公述人の申出

公述人になろうとする者は、令和二年七月二十一日（火）までに、別記様式による公述申出書をその者の居住する市町村又は福島県会津若松建設事務所を経由して知事に提出して申し出るものとする。

五 その他

1 福島県都市計画公聴会規則（昭和四十四年福島県規則第九十一号）第六条第一項の規定により知事が公述人の数若しくは公述の時間を制限し、又は公述の全部若しくは一部を認めないときは、その旨を公述の申出をした者に通知する。

2 この公聴会に係る都市計画の変更の案は、福島県土木部都市計画課、福島県会津若松建設事務所又は会津若松市の都市計画担当課において縦覧に供する。

3 この公聴会に関する詳細については、福島県土木部都市計画課、2の福島県建設事務所又は2の都市計画担当課に問い合わせること。

## 別記様式

公 述 申 出 書

令和2年7月7日付け福島県報に登載された「会津都市計画道路を変更する案」に  
関し、次のとおり公述を申し上げます。

令和2年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄

公述申出人

住 所

氏 名

1 意見を述べようとする理由

2 意見の要旨

注 「意見を述べようとする理由」及び「意見の要旨」については、日本産業規格  
A列4番の大きさの400字詰め原稿用紙1枚以内に横書きのこと。

（都市計画課）

福島県警察本部

**福島県警察本部公告第61号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける交番・駐在所等ネットワークシステム機器の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年7月7日

福島県警察本部長 林 学

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量  
交番・駐在所等ネットワークシステム機器（214拠点） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町5番75号
- 3 落札者を決定した日  
令和2年5月26日
- 4 落札者の氏名及び住所  
N E C キャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目15番3号
- 5 落札金額  
68,022,900円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
令和2年4月14日

（会 計 課）

**福島県警察本部公告第62号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける運転免許証作成事務用システム機器等の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和2年7月7日

福島県警察本部長 林 学

- 1 入札に付する事項
  - (1) 借入物品の名称及び数量 運転免許証作成事務用システム機器等 一式（搬入、据付、システムインストール・設定・調整・移行、システム構築・試験、機器保守、撤去等を含む。）
  - (2) 借入物品の仕様等 仕様書による。
  - (3) 借入期間 令和3年2月1日から令和7年3月31日まで
  - (4) 納入場所 仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
  - (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
  - (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当期間貸与した実績を有する者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認  
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和2年7月31日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。  
郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町5番75号  
福島県警察本部警務部会計課  
電話024-522-2151
- 4 契約条項を示す場所及び期間  
3に掲げる場所において、令和2年7月7日（火）から同月31日（金）まで（土曜

日及び日曜日並びに同月23日及び同月24日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

#### 5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙30枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。

#### 6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和2年8月18日(火)午前11時
- (2) 場所 福島県警察本部庁舎1階入札室(福島県福島市杉妻町5番75号)
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和2年8月17日(月)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

#### 7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

#### 8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

#### 9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県警察本部長は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products for lease: Driver's License Issuance System Equipment, etc. 1 set (including related costs concerning installation, maintenance and removal of the equipment, and installation, setup, adjustment, transition, formulation and tests of the software, etc.)
- (2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 18 August 2020
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 17 August 2020
- (4) Contact point for the notice: Finance Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 5-75 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8686 Japan TEL 024-522-2151

(会 計 課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第三十号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八条第四項（第九十九条第一項、第一百十条第一項、第一百一十一条第一項又は第一百十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の名称を変更した旨の届出があった。

令和二年七月七日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

医療法人社団日新会入澤病院介護医療院	変更前	社会福祉法人啓和会介護医療院いりさわ	変更後	令和二年五月一日	変更年月日
--------------------	-----	--------------------	-----	----------	-------